

企画競争実施の公示

令和8年3月19日
観光庁 参事官 阿部 雄介

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度「特定複合観光施設区域の整備に関する計画」に関する調査等業務
- (2) 業務内容

令和5年4月、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「IR整備法」という。）第9条第11項に基づき「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」（以下「大阪IR計画」という。）の認定が行われたところ。

本調査は、令和5年度に実施した「特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の実施状況評価等に関する調査業務の内容及び令和6年度に実施した「特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の実施状況評価等に関する調査等業務、令和7年度に実施した「特定複合観光施設区域の整備に関する計画」に関する調査等業務や、令和6年度及び令和7年度に実施した実施状況評価の内容、国内外の情勢の変化及び最新の知見等を踏まえ、大阪IR計画の実施の状況について効果的に評価できるよう、必要な調査等を行うものである。また、財務、税制、会計等の専門的知識を踏まえ令和7年度及び令和8年度の大阪IR計画の財務活動の収益性・安全性の分析等を行うものである。また、諸外国のIRの取組や国内のIRに関係する取組について、現地でのヒアリングやデスクトップ調査等により次回の区域整備計画審査時の参考となる情報を収集するために必要な調査等を行う。

履行期限 令和9年3月26日（金曜日）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有する者、又は、申請をして受付された者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 本業務を受注しようとする者、協力者及びこれらの者と資本又は人事面等において一定の関連がある者（以下「受注者等」という。）が、IR整備法第5条第2項第3号に規定する設置運営事業等を行う者及び同法第143条第1項に規定するカジノ関連機器等製造業等を行う者並びにこれらを行おうとする者等（以下「事業者等」という。）のいずれでもないこと。
- (6) 本調査の契約期間において、受注者等が、特定複合観光施設区域整備事業について、区域整備計画の認定申請に向け、当該計画の作成又はその検討をしている都道府県及び政令指定都市並びに事業者等の当該計画に関連するコンサルタント業務等を受注しておらず、かつ、都道府県及び政令指定都市並びに事業者等の認定区域整備計画に関連するコンサルタント業務等を受注していないこと。
- (7) (5)における「協力者」とは、本業務を受注しようとする者が本業務を遂行するに当たって再委託しようとする者をいい、「資本又は人事面等において一定の関連がある者」とは、本業務を受注しようとする者又は協力者との間に、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2又は第4号の2に規定する親会社等・子会社等の関係がある場合をいう。

3. 手続き等

(1) 担当課等

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

観光庁参事官室 担当 山田・武藤

電話：03-5253-8953(直通) 電子メール：hqt-kanko_sanjikan_hourei@gxb.mlit.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「○」と表示しています。

メールを送信される際は、「○」を「@」（半角）に直してください。

(2) 企画競争説明書の交付期間及び方法

令和8年3月19日(木曜日)から令和8年5月8日(金曜日)まで、(1)に同じ。

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限及び方法

原則として電子メールにより提出すること。(1)に同じ。令和8年5月11日(月曜日)17時00分

- (4) 説明会実施の有無、日時及び場所
日時：令和8年3月27日(金曜日)14時00分
場所：オンライン
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所
必要に応じてヒアリングを行うことがあります。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係は生じるものではない。なお、本業務は令和8年度予算の成立を条件とする。
- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
 - ① 特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 企画競争参加者ごと・評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (9) その他の詳細は企画競争説明書による。